

○財務省告示第三百八十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年十一月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第一百十五

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第二十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条及び第六十二条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

入 価 法 入
札 格 競 決
発 競 争 定
行 争 の

価格を募入額により加重平均し
て得られるものによる発行（以下「非
競争札発行」という。）及び
格競争入札と同時に行われる入
札であつて、財務大臣が各国債
市場で特別参加者のごとに
額を定めるものによる発行（以
下「国債市場特別参加者・第 I
非価格競争入札発行」という。）

ハ ロ
札 非
発 競
行 争
入

各申込みのうちの応募額を順次割り
当てる。そのうち応募額を案分によ
り各申込みの応募額を案分によ
り割り当てる。各申込みの応募額を
各国債市場特別参加者ごとの
各限額の範囲内において各
応募限度額の範囲内において各

六

イ
入 価
札 格
発 競
行 争
額

行 争
入 札
発 行
争 額

額面金額で二兆四千五百三十七
億円、財政法第四十一条の規
定に基づき、発行した利付国債に
ついては、金額で二百九十
九億九千二百五十万圓、
営に必要なる財源の特例に
め、公債の発行の例に関する
法律第二十一条の規定に基づく

八 最 低 額 面 金	ハ						七 払 込 金 額						ハ						口 札 発 行 入											
	行 争 入 札 発 行 入	非 争 格 競 入	者 ・ 第 I	特 ・ 参 加	国 債 市 場	札 発 行 入	非 争 入 札 発 行 入	入 札 発 行 入	価 格 競 争	格 競 争	込 金 額	行 争 入 札 発 行 入	非 争 格 競 入	者 ・ 第 I	特 ・ 参 加	国 債 市 場	札 発 行 入	非 争 入 札 発 行 入												
五 万 円				一 万 円	二 千 四 百 四 十 七 億 七 千 三 百 四 十	四 億 八 千 十 四 万 四 千 円	三 十 一 万 円	二 兆 四 千 五 百 四 十 三 億 二 千 九 百				四 百 四 十 七 億 円	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 二 千	条 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十	八 千 万 円	国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 四 億	条 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十	六 千 九 十 万 円	は 、 額 面 金 額 で 千 四 百 九 十 九 億	き 、 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て	第 六 十 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き	十 八 億 四 千 八 百 八 十 万 円 、 同 法	い て は 、 額 面 金 額 で 九 千 二 百 二	に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ	に 関 す る 法 律 第 四 十 七 条 の 規 定	億 九 千 八 百 十 五 万 円 、 特 別 会 計	は 、 額 面 金 額 で 一 兆 三 千 五 百 八	き 、 発 行 し た 利 付 国 債 に つ

九 振 額 替 単 位

十 十 一 発 行 日

ロ イ 一 入 札 競 争 格

十 十 三 二 利 率

の 経 過 払 込 み

利 率

発 行 入 札

競 争 入 札

I 非 格

加 者 第

場 特 別 参

び 国 債 市

札 発 行 及

非 競 争 入

入 札 競 争 格

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成二十五年十一月十八日

額面上の金額百円につき百円二銭以上、額面金額百円につき百円三銭

(一) 年〇・二パーセントは、払込金額に追加、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2}{100} \times \frac{59}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口の座に記載又は記録されるものについで、前記(一)の算式により算出した金額から該金をじた金額(ただし、三・五を乗

十四 初期利子

を發行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額(を控除することができ。平成二十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十年九月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 償還金額

日本銀行

十八 元利支

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十五年十一月十八日